

令和8年第3回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和8年3月30日（月）午後1時30分
開催場所	北区教育委員会室
出席委員	教育長 福田 晴一 委員 本間 正江 委員 宮川 淳子 委員 川 染 誉市 委員 長谷川 勝久 委員 高橋 勇市
事務局職員	教育振興部長 教育政策課長 学校支援課長 教育指導課長 学校改築施設管理課長 生涯学習・学校地域連携課長 教育総合相談センター所長 飛鳥山博物館長

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	15号	幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	承認
2	16号	幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	承認
3	17号	幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	承認
4	18号	東京都北区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	承認
5	19号	学校職員出退勤記録及び出勤簿整理規程の一部を改正する訓令	承認
6	20号	幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する訓令	承認
7	21号	指導主事の旅費支給規程の一部を改正する訓令	承認
8	22号	学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令	承認
9	23号	東京都北区教育委員会事務局等に係る職員（課長級以上）の人事について	承認
10	24号	「北区立小・中学校整備方針」及び「北区立小・中学校長寿命化計画」の改定について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
11	7号	東京都北区教育委員会事務局等に係る職員（係長級以上）の人事について	了承
12	8号	教職員人事異動（令和8年4月1日付）について	了承
13	9号	日本語初期指導教室の開設及び外部委託化に向けた公募型プロポーザル実施について	了承

日程	報告事項	報告内容	結果
14	10号	令和8年度教育総合相談センター会計年度任用職員・新職設置及び増員について（不登校担当アドバイザー、特別支援教育アドバイザー）	了承
15	11号	特別支援学級における第4学年の那須宿泊学習の終了について	了承
16	12号	令和7年度北区不登校対応連絡調整会議の報告について	了承
17	13号	三館共通券の販売中止と新たな割引策について	了承

福田教育長	<p>それではこれより令和8年第3回北区教育委員会臨時会を開会いたします。出席委員は定足数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>初めに、日程第1から日程第8ですが、新年度に向けての例規の改正に関する内容ですので、一括して議題に供します。</p> <p>教育指導課長から説明をお願いします。</p>
教育指導課長	<p>教育長、教育指導課長です。</p>
福田教育長	<p>お願いします。</p>
教育指導課長	<p>私からは、第15号議案から第22号議案の8議案について、一括して御説明申し上げます。長くなりますが、よろしくをお願いします。</p> <p>初めに、第15号議案「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」についてです。</p> <p>議案の3ページ、説明欄を御覧いただきたいと思います。幼稚園教育職員に係る経験者採用について、経験年数に応じた給料表初任給基準表への加算方法を改めるため、本案を提出するものです。</p> <p>それでは、議案の4ページ、新旧対照表を御覧ください。第4条第3項の改正です。経験者採用の初任給の号給加算方法について、これまでの3月で除した数を加算するものから、12月で除した数に4を乗じた数を加算するよう改めます。なお、人事委員会の定める年数を超える部分については、18月で除した数に4を乗ずるものとします。</p> <p>続いて、6条です。こちらは、職員を昇格させた際の号給について、例外とする場合をあらかじめ人事委員会と協議して定めるとしていたところを、別に定めるよう文言の整理を行っています。</p> <p>議案の3ページにお戻りいただきまして、付則でございます。この改正規則は、令和8年4月1日から施行いたします。</p> <p>それでは、続きまして、第16号議案「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」です。</p> <p>議案の3ページ説明欄を御覧いただきたいと思います。特別区人事委員会勧告に基づき、幼稚園教育職員の管理職手当の支給額を改正するため、本案を提出するものです。</p> <p>議案4ページの新旧対照表を御覧ください。第2条関係別表部分、園長及び副園長に支給する管理職手当について、3,000円から7,500円のプラスの改正を行うものです。</p> <p>それでは、議案の3ページにお戻りいただきます。付則でございます。この改正規則は、令和8年4月1日から施行いたします。</p> <p>続きまして、第17号議案でございます。「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」です。</p> <p>議案の4ページでございます。4ページの説明欄を御覧ください。先日、北区議会で可決された幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、教育委員会規則に委任された事項の規定整備を行うため、本案を提出するものです。</p> <p>隣の議案の5ページ、新旧対照表を御覧ください。第2条第2項の改正です。こちらは条例第23条第3項中にて、教育委員会規則で定めるとしている管理職員特別勤務手当額に100分の150を乗ずる対象となる勤務について、同じく条例第23条第1項本文中に規定する勤務に従事した時間が、6時間を超える場合の勤務とする旨を定めるものです。</p> <p>続いて、第3条及び第4条です。週休日等以外の日の管理職特別勤務手当の支給対象時間を拡大するのに伴い、第3条第2項を削除し、新たに第4条として週休日等以外の</p>

日と週休日等をまたぐ勤務を行った場合の取扱いについて定めるものです。

続きます。6ページでございます。第5条です。第4条を新設するため、条を繰り下げる改正を行うものです。制定規則第2項の改正です。今回の規則改正を受けまして、本規則第3条から第2項が削除されるため、項番号がなくなることに伴う規定整備です。

それでは、議案の3ページにお戻りいただき、付則でございます。この改正規則は、令和8年4月1日から施行いたします。

それでは、続きまして、第18号議案でございます。「東京都北区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」です。

議案の5ページを御覧ください。説明欄でございます。左のほうでございます。5ページの左側、説明欄を御覧ください。学校教育法の改正により、新たに「主務教諭」の職が設置されたことを受け、小中学校等における職について規定整備を行うため、本案を提出するものです。

議案の6ページ、御覧ください。新旧対照表でございます。第6条の3第1項及び第2項において、主務教諭の設置と主務教諭が担う役割について規定しており、第3項では主務教諭の職名は主任教諭とするとしています。つまり、これまでの教諭、主任教諭、主幹教諭にプラスして主務教諭という新たな職が生まれるわけではなく、これまでであった主任教諭を主務教諭として位置づける改正となっております。

第4項以降は養護教諭、栄養教諭についても同様の規定整備を行っています。これらは、東京都における都立学校の管理運営規則の改正に合わせた改正でございます。

次に、議案の7ページを御覧ください。そこの第22条の4でございます。幼稚園教諭については、特別区人事委員会の方針に合わせ、主務教諭を設置する改正は行いません。しかし、小中学校の規定を順用する規定となっているため、改めて幼稚園における主任教諭及び主任養護教諭の設置について規定整備を行っています。

議案の4ページにお戻りいただきまして、付則でございます。この改正規則は、令和8年4月1日から施行いたします。

それでは、続きまして5つ目、第19号議案「学校職員出退勤記録及び出勤簿整理規定の一部を改正する訓令」でございます。

議案の4ページ、説明欄を御覧ください。東京都における出勤簿の規定整備に伴い、県費負担教職員に係る出勤簿について、所要の規定の整備を行うため、本案を提出するものです。

議案の5ページ、新旧対照表を御覧ください。学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正により、生理休暇の名称が健康管理休暇に変更されることを受けまして、出退勤記録上の表示を健休、健康の健と休むです。健休としております。また、会計年度任用職員について、病気休暇が導入されることを受けまして、傷病欠勤が廃止されるため、項目を削除しております。なお、今回の改正はあくまで県費負担教職員の出勤簿の改正でございます。区の行政職員や幼稚園職員についての改正でありませんので、休暇名称にずれが生じております。

議案の4ページにお戻りいただきまして、付則でございます。この改正規則は、令和8年4月1日から施行いたします。

続きまして、第20号議案「幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する訓令」でございます。

議案の4ページの説明欄を御覧ください。職員の旅費支給規程の大幅な改正に伴い、幼稚園教育職員の旅費支給規程について、職員の旅費支給規程に準じた規定にするため、本案を提出するものです。

議案の5ページを御覧ください。新旧対照表でございます。これまで職員の旅費支給規程に準じた内容を、幼稚園教諭の旅費支給規程において詳細に規定しておりましたが、職員の旅費支給規程が大幅に改正されることを受け、詳細な項目は全て削除し、職員の旅費支給規程を準用する規定に改正を行っています。

それでは、恐れ入りますが、4ページにお戻りいただきまして、付則でございます。この改正規則は、令和8年4月1日から施行いたします。

	<p>続きまして、7議案目、第21号議案でございます。「指導主事の旅費支給規程の一部を改正する訓令」でございます。</p> <p>議案4ページの説明欄を御覧ください。職員の旅費支給規程の大幅な改正に伴い、指導主事の旅費支給規程について、職員の旅費支給規程に準じた規定にするため、本案を提出するものです。</p> <p>議案の5ページ、新旧対照表を御覧ください。指導主事の旅費支給規程については、これまでも職員の旅費支給規程に準ずる規定として整備をしておりますが、職員の旅費支給規程の大幅な改正に合わせ、必要な読み替えについて規定を整備しております。</p> <p>議案の4ページにお戻りいただきまして付則でございます。この改正規則でございますが、令和8年4月1日から施行いたします。</p> <p>それでは、最後に第22号議案でございます。「学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令」です。</p> <p>議案の3ページの説明欄を御覧ください。休暇の名称変更に伴い、学校職員用の「休暇・職免処理簿」について所要の規定の整備を行うため、本案を提出するものです。</p> <p>議案の4ページ、新旧対照表を御覧ください。別記第6号様式、教育職員用の休暇・職免処理簿中、「子どもの看護休暇の付与日数」を「子どもの看護等休暇の付与日数」に改めるものです。</p> <p>続いて、議案の5ページを御覧ください。別記6号様式の2、事務職員及び栄養職員用の休暇・職免処理簿について、教育職員用と同様に「子どもの看護休暇の付与日数」を「子どもの看護等休暇の付与日数」に改めるものです。</p> <p>議案の3ページにお戻りいただきまして付則でございます。この改正規則は、令和8年4月1日から施行いたします。また、経過措置として、改正前の休暇・職免処理簿の様式についても残存するものについては、所要の修正を加え使用することができるものとしております。</p> <p>以上、第15号議案から第22号議案につきまして、一括して御説明させていただきました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
福田教育長	<p>ありがとうございました。では、本件について御質疑また御意見はございますか。高橋委員、どうぞ。</p>
高橋委員	<p>第15号議案につきましてお尋ねしたいなと思うんですけども、幼稚園教職員の初任給昇格及び昇給等に関する規則の一部改正ということなんですけども、この改定に至った経緯を教えてくださいなと思います。特別区人事委員会勧告に基づいて改定されるのか、勤務する職員の方からの要望によって改正されるのかということを知りたいなと思いました。</p> <p>そして、第16号議案ですね、15号もかぶるんですけども、北区教育委員会規則というのが平成の12年、つまり西暦2000年に規則が制定されたと思うんですけども、ちょうど約二十五、六年たちます。この二十五、六年の間に、こういった一部改正みたいなものって、ちょこちょこ行われてきたものなのか、今回が初めての改正になるのか、その辺も教えてくださいなと思います。よろしくお願ひします。</p>
教育指導課長	<p>教育長、教育指導課長です。</p>
福田教育長	<p>お願ひします。</p>
教育指導課長	<p>初めの質問につきまして、人事委員会勧告があつての改正でございます。やはり給与関係が外部の一般企業との格差が生じるっていうところの合わせる形での改正になってございます。</p> <p>もう一つでございます。二つ目の規則の改正につきましては、適時改正を加えている</p>

	<p>ものでございます。人事委員会勧告を受けまして、以上でございます。</p>
高橋委員	<p>ありがとうございます。</p>
福田教育長	<p>よろしいですか。</p>
高橋委員	<p>はい。</p>
福田教育長	<p>では、続けて本間委員、お願いします。</p>
本間委員	<p>説明ありがとうございました。異議があるものではございません。自分の頭の中の整理として教えていただきたくて、二つ教えてください。</p> <p>第18号議案の主務教諭と主任教諭なんですけれども、この国で定めるところでは求めているものが違うと思うのですが、東京都の職員である北区の教員たちの受け止めとしては、今までの主任教諭という名称でその中身をさらにより幅の広いものとして捉えるという、そういうものを受け止めていいんでしょうか、というのが一つ目です。</p> <p>もう一つは、次に御説明くださった子供の、第22号議案の子供の看護等の、等の中身についても教えてください。</p> <p>以上です。</p>
教育指導課長	<p>教育長、教育指導課長です。</p>
福田教育長	<p>お願いします。</p>
教育指導課長	<p>まず、主務教諭につきましては、法的な文言整理として考えていただければと思います。どちらかという、東京都の主任教諭のほうが先にできておまして、国が後から追いかけてきて、言葉がちょっと違っていたというものがあまして、国はどちらかという東京都の主任教諭を参考に主務教諭をつくったという経緯がございます。</p> <p>これは私のほうも教育長と一緒にその委員会に、東京都の委員会に出しておりましたので、これは相違ないと考えていただければよいかなと思います。あくまでも主任教諭を主務教諭の仕事だというふうに、主任教諭の業務は法で定められた主務教諭であるということの整合性をとるための規則改正になってございます。</p>
福田教育長	<p>本間委員、どうぞ。</p>
本間委員	<p>イコールと捉えてよいということですか。</p>
教育指導課長	<p>はい。イコールと捉えてよいと思います。</p>
本間委員	<p>ただ、ネット情報など、きちっと文科省が出しているものとかを見ると、主務教諭のほうがより学校全体を見ての横のつながりをしっかり持つようにというようなことが強調されているように思うんですが、主任ももちろんそういう視点は必要ですけれども、どちらかという若手育成のほう、自分の受け持ちの中での後任を、後に続くものを育てるところのほうが、どちらかという今まで重きがあったと思うんですが、より広く視点を持ちなさいということも特になく、東京都北区においては今までと同等と捉えてよいということよろしいでしょうか。</p>
教育指導課長	<p>教育長、教育指導課長です。</p>

長	
福田教育長	お願いします。
教育指導課長	<p>もちろん幅広く職層間の連携というのは意識していく必要があると思うんですが、あくまでも東京都のほうでは資質能力の表等がございますので、あれを持って業務内容にも入ってきているものですから、あれで十分担保できていると、国の求めているものは担保できていると考えておりますので、国が求めているものを要らないというわけではないんですけども、まさしく今それも包含して職務遂行を行っているのが東京都なので、その整合性を取っただけということです。</p> <p>本間教育委員の御質問に端的に答えるとなると、東京都のもので十分賄っているということでございます。</p>
福田教育長	もう一点、看護等の、ですよね、質問あったと思います。
教育指導課長	看護等のほうにつきましては、入学式とか卒業式が代表的なものになるということでございます。
福田教育長	本間委員、どうぞ。
本間委員	<p>ありがとうございました。よく分かりました。1点だけ、関連としてなかなかお伝えする機会がないので、学校現場で今もう本当に課長がおっしゃったとおり、北区においても学校内の体制が校長、副校長、主幹、そして主任で、先生方という形できちっと伝達等がなされていく形が大分整ってきているということは感じるところです。</p> <p>ただ、大ベテランの経験があるけれども、主任であえてとまっている先生方という方たちもいらっしゃいまして、その方々のお話を伺うと、経験を経ないと分からないことだとか、理解できないことというのもあると思うんですが、そういったことをもちろん学校全体、子どもたちのことを考えてよかれと思って主任、あるいは主任の仲間、あるいは特に主幹に対して意見を言っても、経験がないからこそ伝わっていかないという部分を軽く流されてしまうというようなところがあって、とても残念だというような声もあります。</p> <p>それはごく一部のことももしれないんですが、なかなか声にならないそういった声といったことも、学校現場というのは本当に多くの目で、様々な経験の中で子どもたちを捉えて、お互いに本当に平場の感覚で情報交換していくことが、子どもたちに還元する上でとても大事だと思いますので、今回、課長は直接来年度お話しする場面がないかもしれないんですけども、今後においてこういったことの説明を校長たちを通じて学校現場に伝えていくと思うんですが、それを伝えていくことのきっかけのときに、きちっとした組織を生かした動きというのは大事だけれども、同時に様々な意見を、特に経験のある人たちの意見も取り上げていくということも大事だという、当たり前のことなんですけども、そういったようなことの確認を特に主幹レベルの方たち、比較的あまり経験がなく主幹になられてしまって、その立場で動かなければいけないことも分かるし、立場で物も言ってるんだと思うんですが、そのときにもう少し柔軟に受け止めるという姿勢も主幹教諭としても大事だというふうに思いますので、そのことも合わせてお伝えいただけるとありがたいなというふうに思います。</p>
福田教育長	<p>貴重な意見ありがとうございます。ほかの委員の方々はいかがですか。よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>

福田教育長	<p>では、ほかに意見ないようですので、本件については原案どおり承認することに御異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
福田教育長	<p>ありがとうございます。御異議ないと認め、第15号議案から第22号議案までについては原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第9、第23号議案「東京都北区教育委員会事務局等に係る職員（課長級以上）の人事について」です。</p> <p>教育政策課長から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>教育長、教育政策課長です。</p>
福田教育長	<p>お願いします。</p>
教育政策課長	<p>それでは、第23号議案です。課長級以上の事務局の人事についてでございます。</p> <p>4ページ最後のページまでお進みをいただきたいと存じます。説明欄でございます。</p> <p>東京都北区教育委員会事務局等の職員（課長級以上）を任命するため、本案を提出するものでございます。</p> <p>お戻りいただきまして、3ページでございます。表の中お示しのとおり4名でございます。課長級の人事案件につきまして任命をするというものでございます。御承認のほどよろしく願いいたします。</p>
福田教育長	<p>ありがとうございました。では、本件についての御質疑・御意見はございますか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
福田教育長	<p>よろしいですか。特に反対意見等ないようですので、本件については原案どおり承認することに御異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
福田教育長	<p>ありがとうございます。では、第23号議案については原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第10、第24号議案「「北区立小・中学校整備方針」及び「北区立小・中学校長寿命化計画」の改定について」です。</p> <p>学校改築施設管理課長から説明をお願いします。</p>
学校改築施設管理課長	<p>教育長、学校改築施設管理課長です。</p>
福田教育長	<p>お願いします。</p>
学校改築施設管理課長	<p>それでは、第24号議案の「北区立小・中学校整備方針」及び「北区立小・中学校長寿命化計画」の改定について御説明をいたします。</p> <p>1ページ、ページをおめくりいただきまして、説明欄を御覧ください。本方針と本計画については、御承知のとおり庁内の関係部長、小学校、中学校の校長会の代表で構成された検討委員会で案を取りまとめ、その後、パブリックコメントを実施したところでございます。</p>

	<p>教育委員会では、案についてパブリックコメント実施前と後に御意見をいただいたところでございます。つきましては、このたび本方針及び本計画を確定するため、本案を提出させていただくものでございます。</p> <p>内容についてでございますが、教育委員会での御意見を踏まえまして、整備方針のみ3か所修正をさせていただいております。</p> <p>別紙1を御覧いただきまして、別紙1の10ページ、全体ページですと14ページ、御覧いただければと思います。別紙1の10ページ、全体ページですと14ページ、御覧いただければと思います。</p> <p>まず、1点目の修正は(3)の校長室の②、2点目の修正はその下の③でございます。②については、校長室は校内だけでなく、校庭で過ごす児童の様子を見える位置にしたほうがよいとの御意見をいただきましたので、グラウンドという言葉を追記いたしました。</p> <p>また、その下の③については、校長室は来客時の応接機能だけでなく、小会議室のような形状にしたほうが使い勝手がよいというような御意見をいただきましたので、文書を修正してございます。</p> <p>3点目の修正ですが、次のページ11ページ、全体ページですと15ページの(10)の倉庫、教材室の③でございます。(10)の③でございます。ICT活用の中で物が減っていくため、職員室と隣接した位置に教材室を設けてその規模を減らし、他のスペースへ振り替えてもよいとの御意見をいただきました。その趣旨を踏まえまして、教材室を各階に設けるということで結んでいた文書をお示しの文書へ修正してございます。</p> <p>修正箇所は以上でございます。本日御承認をいただいた後に、庁内、学校だけでなく、児童生徒へきたコンを通じて完成版を送付いたします。説明は以上でございます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>
福田教育長	<p>ありがとうございました。では、本件についての御質疑また御意見はございますか。高橋委員、どうぞ。</p>
高橋委員	<p>別紙1の整備方針改定案についてなんですけども、第2章17ページ辺りです。7番、地域防災拠点としての施設整備というところなんですけども、防災備蓄倉庫は体育館に近接した場所というように書かれてあるんですけども、この防災備蓄倉庫は体育館の北側に造る計画でしょうか。</p> <p>防災備蓄倉庫、直射日光が当たると中に入っているいろいろな、例えば缶詰だとか、レトロパックとか、真夏の高温で劣化が早く進んでしまうということで、できれば体育館の北側、体育館のちょうど影になるような場所に防災備蓄倉庫があると劣化しにくいということで、北区の場合はその辺はどの位置に倉庫を設置する計画になっているか、教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。</p>
学校改築施設管理課長	<p>教育長、学校改築施設管理課長です。</p>
福田教育長	<p>お願いします。</p>
学校改築施設管理課長	<p>防災備蓄倉庫についての御意見をいただきました。こちらの整備方針については、学校の改築をする際の指針となるようなものでございまして、基本的には体育館の中です。今イメージされているのは恐らくもしかすると外の備蓄倉庫というようなイメージをされているかもしれないんですが、例えば体育館が2階であれば2階に設置をさせていただくということで、室内になりますので基本的に換気などそういったものというのも十分取れているような形で新しい体育館の中に入っていくというようなものでございます。</p> <p>また、向きについてですが、体育館をどこの位置に設置するかによってまたその防災</p>

	<p>倉庫の向きが変わってくるかなというふうなところはございますので、今のような御指摘を踏まえまして、また学校改築の際に御意見、いただきながら進めていきたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
福田教育長	<p>よろしいですか。ほかの委員の方々御質疑、御意見はよろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
福田教育長	<p>では、特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することに御異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
福田教育長	<p>ありがとうございます。御異議ないと認め、第24号議案については原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。日程第11、報告第7号「東京都北区教育委員会事務局等に係る職員（係長級以上）の人事について」です。教育政策課長から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>教育長、教育政策課長です。</p>
福田教育長	<p>お願いします。</p>
教育政策課長	<p>それでは、報告の第7号でございます。先ほどは課長級の人事ということで御承認をいただきました。今度は課長補佐、それから係長、それから指導主事、それから退職者について報告事項として御説明をさせていただきます。</p> <p>4ページまでお進みをいただきます。4ページからが転入者となっております。4ページ、課長補佐級お示しのとおり7名でございます。次のページ、5ページから6ページに渡りまして、今度は係長級の転入者18名お示しをしてございます。</p> <p>7ページでございます。7ページ、転入者の指導主事2名をお示しをしてございます。続いて、8ページです。8ページ、今度は転出者でございます。係長級が6名、指導主事が2名お示ししてございます。</p> <p>それから9ページ、それから10ページに渡りまして、退職者ということでお示しをしてございます。課長級、指導課長が派遣終了というところ、それから10ページでございます。勸奨退職というところでお示しをしてございます。</p> <p>以上、報告とさせていただきます。</p>
福田教育長	<p>では、本件についての御質疑・御意見はございますか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
福田教育長	<p>では、御質疑・御意見がないようですので、ここで本件に関する報告を終了といたします。</p> <p>次に、日程第12、報告第8号「教職員人事異動（令和8年4月1日付）について」です。</p> <p>教育指導課長から説明をお願いします。</p>
教育指導課長	<p>教育長、教育指導課長です。</p>

長	
福田教育長	<p>お願いします。</p>
教育指導課長	<p>それでは、私から教職員人事異動（令和8年4月1日付）について御報告申し上げます。</p> <p>それでは、まず目次をお開き願います。本資料では、校長異動等、職層や講師等に応じ、北区立学校等に転入転出等した教員の名簿となります。簡潔に教員を中心に御報告いたします。</p> <p>それでは、まず表示ページで4ページ、校長でございます。初めに、言葉の整理をさせていただきます。備考欄に特例とございます。特例とあるのは特例任用のこととございます。60歳で役職退職後ということとございます。また、再任とありますのは、再任用のこととございます。62歳退職後の校長ということとございます。続きます。転任は転出する校長のこととございます。昇任というものは初めて校長になるものとございます。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、4ページ、小学校長は数えていただきますと19名います。中学校長は9名の異動となります。5ページ、一番下の表は再任用の終了する校長とございます。5人おられます。</p> <p>それでは、表示ページで6ページでございます。副校長でございます。小学校は12名、中学校は5名の異動となります。よろしくお願いたします。</p> <p>7ページでございます。7ページは、転出、退職をお示ししております。</p> <p>それでは、8ページとなります。これは、指導主事の異動でございます。教育指導課長の出入り、それから指導主事の2名の出入りがございます。なお、教育指導課長は先ほどもございましたが、現明桜中学校の菊池校長でございます。それから、指導主事の転出でございますが、副校長昇任1名、そして中学校への異動が1名となります。</p> <p>9ページからでございます。9ページから14ページまでは、小学校の教員の転出入でございます。今回129名の転入がありまして、100名が転出いたします。例年と大体同じぐらいというところとございます。そして、15ページから17ページまでは、中学校の教員の転出入でございます。57名の転入がありまして、53名が転出となります。</p> <p>なお、記載はないんですが、新採、新規採用者は今申し上げた数に含んでおりまして、表中にお示ししたものを数えますと、小学校は新規採用者15名、それから中学校7名に数えるとなります。お配りした資料としては、これから面接を行い、本日までに面接を行ったものもございまして、最終的には61名の新規採用者となります。内訳は、小学校が37人、中学校が24人になる予定です。昨年度は、新規採用者は63名でございましたので、ほぼ同数、同程度となります。</p> <p>それでは、19ページでございます。退職者を記載させていただいています。18ページの退職者は小学校は23名、中学校は2名とございます。普通退職、勸奨退職となります。定年はおりませんでした。</p> <p>続きまして、19ページはこども園関係でございます。19ページにお示ししますとおり、新規採用者2名、退職者2名となります。20ページ以降でございますが、恐れ入りますが後ほど御高覧いただきたいと思います。</p> <p>最後に、総括といたしまして、今年度の異動の傾向といたしましては、小学校は例年並み、中学校は少し多い感覚でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>以上、御報告申し上げます。</p>
福田教育長	<p>ありがとうございます。では、本件についての御質疑または御意見はございますか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>

福田教育長	<p>よろしいですか。御質疑・御意見がないようですので、本件に関する報告を終了いたします。</p> <p>次に、日程第13、報告第9号です。「日本語初期指導教室の開設及び外部委託化に向けた公募型プロポーザル実施について」です。</p> <p>教育総合相談センター所長から説明をお願いいたします。</p>
教育総合相談センター所長	教育総合相談センター所長です。
福田教育長	お願いします。
教育総合相談センター所長	<p>報告事項第9号といたしまして、日本語初期指導教室の開設及び外部委託化に向けた公募型プロポーザル実施について御説明申し上げます。</p> <p>1枚ページをおめくりいただきまして、教育委員会資料を御覧ください。1番の要旨です。北区において日本語指導が必要な児童生徒、この3年間で約1.5倍という形で増加してございます。そのためというところでは、中ほどになります。日本の文化や学校生活への適応の遅れ、学習参加の困難さ、日本語学級及び在籍教員の負担の増大などの課題が生じております。それらを解消し、早期の学校適応と学習保障を図るために、今回、外部委託化を目指しまして、公募型プロポーザルを実施するものでございます。</p> <p>2番の経過です。こちらの方も御高覧いただければと思いますが、現状としてやはり学校の適応の遅れ、学習の保障の困難さ、それから教員の負担増というところを記載させていただいております。</p> <p>裏面御覧ください。(2)番です。日本語初期指導がないことによる影響として、こちらに挙げさせていただいております。</p> <p>3番といたしまして、日本語初期指導教室と、それから日本語学級の一応対照表のような形でそれぞれ特徴を記載させていただいております。</p> <p>4番の実施内容です。こちらの運営を外部委託するために今回公募型プロポーザル方式を取り、事業者を選定いたします。</p> <p>5番の今後の予定でございます。今回、中ほどにありますように、教育委員会臨時会で御説明をさせていただいた後、一応予定では9月以降プロポーザルができるようにということで、準備を進めてまいりたいと思っております。</p> <p>また、こちらには記載していないんですけれども、日本語適用指導員の派遣、それから新たな日本語学級の開設などについても、併せて検討していく予定になっております。</p> <p>報告は以上です。</p>
福田教育長	ありがとうございました。では、本件について御質疑また御意見はございますか。本間委員、お願いします。
本間委員	<p>今、学校現場では、本当にいろいろな国のお子さんが増えてきて、切実な問題ですので、このような手だてが行われること、大変ありがたく受け止めております。</p> <p>教えていただきたいことが2点、ございます。</p> <p>まず1点目、この初期指導の場所ですけれども、校内というふうに受け止めてよろしいでしょうかということが1つ目。</p> <p>2つ目は、担任が合理的配慮ではありませんけれども、教室で、その指導との連携の中で配慮することが様々出てくるというふうに思うんですが、そういった連絡方法等についても確立されているのかということも併せて教えてください。</p>
教育総合相談センター	教育総合相談センター所長です。

所長	
福田教育長	<p>お願いします。</p>
教育総合相談センター所長	<p>実際の初期指導教室の場所なのですが、現在、選定中でございます。学校とは別に、遊休施設などを利用できないかというところで、現在検討しているところでございます。幾つか候補地を挙げさせていただいて検討しております。</p> <p>それからあと、教員との連絡調整ということですが、やはり初期指導教室が学校の外にございますので、その部分で、一定程度そちらに、例えば半年ですとか3か月ですとか通いながら、学校に在籍しながら、そちらの初期指導教室に通い、ある程度、日本の文化ですとか初歩的な部分を習得した後に学校のほうに戻りまして、日本語学級ですとか、それから日本語適応指導員の指導を受けるという、そういった形の二段構えになる予定です。</p> <p>そのために、今、当初は教員の方にそれぞれの国の文化ですとか、そういったところまで御苦勞をおかけしておりますので、その部分が、初期指導の中である程度整理をされ、そして、お子さんの課題についてもそこできちんと査定をして各学校に引き継いでいくというようなことを想定しております。</p> <p>以上です。</p>
福田教育長	<p>ありがとうございました。よろしいですか。どうぞ。</p>
本間委員	<p>その初期指導の期間というのは、ほとんどそちらで過ごすという受け止めでよろしいのでしょうか。</p>
委員教育総合相談センター所長	<p>現在、検討中なんですけれども、いろんなパターンがございまして、例えば、1週間あるうち週2日ぐらいは学校に普通に行きまして、残りの3日間をそちらで過ごすというようなパターンですとか、それからあと、毎日、午前中だけ初期指導教室に行って、後半、給食を食べる段階で学校に戻る方法といった形で、それぞれいいところがあると思いますので、今後、どういった形がいいかということを具体的に検討していく予定になっております。</p>
福田教育長	<p>本間委員、どうぞ。</p>
本間委員	<p>ありがとうございます。具体的には、多分これからなんだというふうに受け止めましたが、通級指導の場合には、もう御案内のとおり、送り迎えですとか、特に低学年の問題が出てくるかというふうに思いますので、そのあたりも含めて、どうぞよろしく願いいたします。</p>
福田教育長	<p>ほかの委員の方々はよろしいでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
福田教育長	<p>では、御質疑、御意見がないようですので、本件に関する報告を終了といたします。次に、日程第14、報告第10号です。「令和8年度教育総合相談センター会計年度任用職員・新職設置及び増員について（不登校担当アドバイザー、特別支援教育アドバイザー）」です。</p> <p>教育総合相談センター所長から説明をお願いします。</p>
教育総合相談センター	<p>教育総合相談センター所長です。報告第10号として報告させていただきます。資料1枚おめくりいただきまして、教育委員会資料を御覧ください。</p>

<p>所長</p>	<p>令和8年度教育総合相談センター会計年度任用職員、新職といたしまして設置する不登校担当アドバイザー、そして増員の予定でございます特別支援教育アドバイザーの御説明をさせていただきます。</p> <p>1番の要旨でございます。</p> <p>教育総合相談センターの事務分掌であります不登校対策及び特別支援教育について、事業の推進と組織的な体制の強化を図るために、今回、新職と増員をさせていただきます。</p> <p>内容といたしまして、まず(1)不登校担当アドバイザー、こちら1名、新設でございます。</p> <p>真ん中になりますが、指導主事が窓口となって、実際、学校現場に行き、学校対応をしているところでございますが、そういった指導主事と一緒に連携をいたしまして、この不登校アドバイザーが学校等を訪問しまして推進していくように努めていくものでございます。児童生徒の学習面・生活面でのアセスメント、学校への助言、研修等を行います。</p> <p>それぞれ根拠、支援員の資格等は御高覧いただければと思います。</p> <p>1枚、ページの裏面、御覧ください。</p> <p>職務内容といたしましては、アからカまで記載させていただいておりますので御高覧いただければと思います。</p> <p>(2)といたしまして、特別支援教育の指導員でございます。こちらは、既に1名、特別支援教育指導員として従事していただいておりますが、今回、特別支援教育アドバイザーという名前に統合いたしまして、1名増員として2名体制で行っていく予定としております。</p> <p>こちらは、第4次の特別支援教育の推進計画にも専門員の向上を挙げておりまして、その場合に特別支援教育アドバイザー、仮称になってございましたが、そちらを対応するために、元学校の管理職の方によるアドバイザーということで、今回設置をいたします。</p> <p>根拠法令、それから支援員の資格等については御高覧いただければと思います。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>福田教育長</p>	<p>ありがとうございました。では、本件についての御質疑、御意見はございますか。宮川委員、お願いします。</p>
<p>宮川委員</p>	<p>ありがとうございました。1つだけお聞きしたいんですが、この不登校担当アドバイザーの方の職務内容なんですけれども、ウというところに、アからカまでございまして、一応、こちらの方は生徒さん、児童生徒の学習面、生活面、あと学校との連携、学校への助言、研修の実施などございますけれども。親御さんに対して何かしらのアドバイスとか、そういうものに関しては、学校との連携の中に含まれるのでしょうか。</p>
<p>福田教育長</p>	<p>お願いします。</p>
<p>教育総合相談センター所長</p>	<p>教育総合相談センター所長です。指導主事と一緒に対応させていただきますので、主には先生方への助言、指導が中心になろうと思います。</p> <p>ですので、その中で保護者の方ということでありましたら、やはり学校を通して、それぞれのこちらにいる相談員等もございますので、そちらにつながるという形で想定しております。</p>
<p>福田教育長</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>宮川委員</p>	<p>はい。</p>

福田教育長	<p>ほかの委員の方々はよろしいでしょうか。よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
福田教育長	<p>特に、御質疑、御意見がないようですので、本件に関する報告を終了といたします。次に、日程第15「報告第11号特別支援学級における第4学年の那須宿泊学習の終了について」です。</p> <p>教育総合相談センター所長から、同じく説明をお願いします。</p>
教育総合相談センター所長	<p>教育総合相談センター所長です。報告第11号になります。特別支援学級における第4学年の那須宿泊学習の終了についてです。</p> <p>1枚資料をおめくりいただきまして、教育委員会資料を御覧ください。要旨になります。</p> <p>現在、特別支援学級における4年生、5年生、6年生の宿泊行事をしまいましたが、令和8年度より、4年生の那須宿泊学習を終了することといたしました。</p> <p>経過といたしましては、御高覧いただければと思うんですが、ちょうど中ほどになります。参加児童数の増加、しらかば荘の居室の確保が困難になってきていること。なお、なかなか気持ちを落ち着けるためにクールダウンをするスペースですとか、個別対応の部屋という部分が確保できない状況になっていること。それから、移動手段、現在バスを使っておりますが、座席数の不足、教員が補助席を利用するなどの対応をして実施しているというところで、かなり特別支援学級のお子様が増えてきているということが課題として挙げられております。</p> <p>実際のことですけれども、内容といたしましては、教員向けの通知それから保護者向けの通知を別紙1、2のとおり発出しているところでございます。</p> <p>詳しくは、そちらを御覧いただければと思います。</p> <p>今後についてですけれども、子どもたちの宿泊体験、5、6年生を対象として取組の充実を図ってまいる予定になっております。</p> <p>報告は以上です。</p>
福田教育長	<p>ありがとうございました。では、本件についての御質疑または御意見はございますか。本間委員、お願いします。</p>
本間委員	<p>報告ということですので、何も、とても正直、申し上げるのが虚しい気持ちで発言をさせていただきますが、この理由は今、述べられたようなハード面等々のことなんですが、この検討された期間とか経緯について、まず教えていただければというふうに思います。</p>
教育総合相談センター所長	<p>教育総合相談センター所長</p>
福田教育長	<p>お願いします。</p>
教育総合相談センター所長	<p>大きく検討する経緯ということですが、やはり背景にあるのは、経緯の前段にお示しました第4学年の岩井の移動教室、一般の生徒さんたちへの移動教室が終了になったということを受けまして、特別支援学級の部分はどうかということで検討いたしました結果、このように4学年は終了という形を取らせていただきました。</p>
福田教育長	<p>ありがとうございます。よろしいですか。本間委員、どうぞ。</p>
本間委員	<p>その意見はどこから出て、どのような形で検討されて、このような形になったのでし</p>

	ようか。
教育総合相談センター 所長	教育総合相談センター所長です。やはり、現場の先生方とも御相談をさせていただきまして、大きくはやはり、担当の教員等の御意見も大きく関与しているところでございます。
福田教育長	本間委員、どうぞ。
本間委員	私が知り得る範囲なので、所長のほうがより詳しいとは思いますが、少なくとも担任会のほうに確認しましたところ、多くの担任の先生方は4年生の継続を希望しているというふうに認識しているんですが、そのあたりはどのような形で意見を吸い上げたのか、伺いたいと思います。
教育総合相談センター 所長	教育総合相談センター所長
福田教育長	お願いします。
教育総合相談センター 所長	担任会ということが出たんですけれども、やはり設置校長会の御意見というところで承っているところです。
福田教育長	本間委員、どうぞ。
本間委員	<p>今さら申し上げるまでもないことですが、通常学級の宿泊学習と特別支援学級の宿泊学習では、学びの意味するところが当然違います。</p> <p>場合によって、自分の学校がどこで5年生の宿泊学習があるかによって違うと思うんですけれども、全く宿泊学習といったものの体験をしないまま、通常学級の交流という形で宿泊学習に参加するという学校が出てきます。そうしたときに、担任の気持ちとしては、まず一番は、睡眠がきちんと取れる子なんだろうかという夜の問題ですとか、お風呂のところで自立した活動ができるのかとか、事前にお風呂学習などするかもしれませんけれども、そういったことがまず、特別支援学級の宿泊学習の中できちっと確認ができた上で、これまでは5年生の交流にも安心して参加できていた面もあると思います。そこで無理と判断されたお子さんは、通常のほうには遠慮するというようなパターンもあったかというふうに思います。</p> <p>そうした様々な意見の中を経ても、担任の先生方としては、やはり4年生が学習する意味が大きいので、何らかの形で、特に岩井のほうで4年生がなくなりますので、場所を岩井に変えるというような検討もあったのではないのかというふうに思います。</p> <p>私が聞いている範囲では分かりませんが、校長会の意見ありきで、担任のほうの意見が十分に吸い上げられていないというような、しかも短期間で決まり、保護者宛の通知もあつという間に出された。私どもへの報告も本日ということですので、これについては、私としては、冒頭申し上げましたように、ここで言っても虚しい思いはありますが、強く反対の意見を持っております。</p>
福田教育長	ありがとうございました。ほかの委員の方々はよろしいですか。宮川委員、どうぞ。
宮川委員	特別支援学級の4年生の宿泊学習が終了ということは、私もちょっと驚いております。と申しますのは、北区のみならず、やはり全国どこの地域でも、この特別支援学級の宿泊学習というのは、子どもさんたちだけではなくて親御さんが、やはりそういういろいろ

	<p>ろな意味で自立に少しずつ向かっているという喜びを感じたり、宿泊ですので、トイレは大丈夫だろうか、お風呂は大丈夫だろうか、夜は寝れるのだろうかというのは、これはもう、全国的にあちこちで、私もちょっといろいろ調べて聞いているところでございます。</p> <p>やはりそういう意味でも、小さい頃、逆に小さなときから、特にこういう特別支援学級のお子様たちは4年生ぐらいから、やはりいろいろなこういう体験の中で育って、親御さんも少し自信を持ち、子どもさんも自信を持ち、また5年生もやり、そして修学旅行とか、そういう少しずつステップアップしていくための過程では、本当に4年生って大事なんではないかなと逆に思っておりましたので、御報告ということですので、致し方ないのかもしれませんが、私自身の意見としても、本間委員がおっしゃるように、もう少しいろいろと考慮すべきこともたくさんあったのかなというふうなことは正直、思っております。</p> <p>以上です。</p>
福田教育長	ありがとうございます。教育振興部長、どうぞ。
教育振興部長	<p>特支の件については、確かに急に決まったところもありまして、こちらからの御連絡が不徹底だったところについては、部長としておわび申し上げます。</p> <p>事務局側の立場としては、やはり、取りあえず一義的に何かやり取りをする際には、やはり校長会からの意見というのは、私ども重く受け止めています。</p> <p>安全配慮の部分ですとか、かなり対応が難しいお子さんも増えているという中で、バスでの安全確認、実際に引き連れて行った後の先の話、そこについては大分、厳しさがあるという形で話を受け止めさせていただきました。</p> <p>ですので、部長としては、現場の先生方からはやりたいんだというお話がそんなにも強くあったのかというところで、逆にそこは申し訳ないんですけども、部長としてはびっくりしているというのが正直なところです。</p> <p>ただ一方で、今、宮川委員のほうからお話がありましたとおり、特支だからこそ早いタイミングから、そういう宿泊について体験をさせることの重要性というのは自分自身も承知はしています。一方で、5、6については実施をしていくということもございますし、昔、今回の全体の4年生を休止したことについても、未来永劫休止するものではないというところについては、しっかり私のほうも記録のほうを残させていただいてございますし、そこについてはしっかり引継ぎをしていくものだというふうに思っています。</p> <p>ですので、こちらについては、大変恐縮なんですけど、一度これでやらせていただいて、この後、所管を通じて状況の確認ですとか、その意義の確認等をしっかりやらせていただく中で、また折々で先生方のほうには御報告をさせていただければと、このように考えてございます。</p>
福田教育長	ありがとうございます。本間委員、どうぞ。
本間委員	もう1点、5、6年生を対象とした取組の充実というふうに伺いましたが、その具体的な中身を教えてください。
教育総合相談センター所長	教育総合相談センター所長です。
福田教育長	お願いします。
教育総合相	こちら、また新年度となりますので、これからの検討という形になりますので、ま

談センター 所長	た、御意見等をいただいて充実させていけるように、これから検討してまいります。 以上です。
福田教育長	ありがとうございます。本間委員、どうぞ。
本間委員	ということは、新年度には生かされないということですか。
教育総合相 談センター 所長	新年度に向けて生かせるようにということで、今、意見を吸い上げているところがございますので、できるだけ意見を反映させられるような形で検討していきたいと思いま す。
福田教育長	ほかの委員の方々、よろしいですか。 (質疑・意見なし)
福田教育長	では、ここで本件に関する報告を終了といたします。 次に、日程第16、報告第12号「令和7年度北区不登校対応連絡調整会議の報告につ いて」です。 同じく、教育総合相談センター所長から説明をお願いいたします。
教育総合相 談センター 所長	教育総合相談センター所長です。
福田教育長	お願いします。
教育総合相 談センター 所長	では、報告第12号をさせていただきます。令和7年度北区不登校対応連絡調整会議 の御報告となります。 1枚、ページをおめくりください。教育委員会資料として御説明いたします。 要旨です。この北区の不登校対応連絡調整会議、令和6年度から実施しておりまして、 今年度も年2回で開催しているところでございます。 不登校児童生徒の個々の状況に応じた居場所と学びの形態を提供するために、具体的 な施策や令和8年度に向けた新しい取組について協議をいたしました。 2番の基本的な考え方です。 学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童・生徒が自らの進路を 主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指していくとさせていただいております。 着目点、4点につきましても、前回と同様とさせていただいているところです。 3番の内容についてです。 こちら、別紙1と2のほうにまとめさせていただいております。 別紙1、御覧ください。こちら、令和7年度の主な取組になっております。 1番といたしまして、不登校対応の巡回教員の加配事業の拡充、校内別室指導支援員 配置事業の拡充とさせていただいております。 現在、校内別室ですが、中学校全校、それから小学校のほうは3校になっておりま すが、中学校のほうの全校に不登校対応の巡回教員が巡回をして、それぞれの拠点 を回っていくというやり方をさせていただいているところでございます。 2番が、東京家政大学の中にホットルームを開設いたしました。こちら、令和6年 度の試行実施を経まして、今回、新規事業として7年度事業を展開させていただ いているものでございます。 そして3番、オンラインを活用した学習支援ということで、以前、コロナ禍のときに

	<p>スタディサプリをそれぞれ学校の皆さんが利用されていたのですが、それを不登校のお子さんのために使えないかということで、今回、新規として学習支援とさせていただいたところでございます。</p> <p>別紙2のほうを御覧いただければと思います。こちらは、令和8年度に向けた取組ということになってございます。</p> <p>1番といたしましては、適応指導教室（仮称）。今回から、令和8年度の4月1日から、適応指導教室という名称から教育支援センターへ変更させていただく予定です。</p> <p>ホップ・ステップ・ジャンプ教室の外部委託による運営でございます。</p> <p>そして、2番目といたしまして、オンラインを活用した学習支援。これは、スタディサプリの部分になりますが、これは2年間通しての事業となりますので、今回も、令和8年度に向けた取組ということで計上させていただいております。</p> <p>そして、机上に、北区の不登校支援事業ガイドを案の段階で、まだ適応指導教室、ホップ・ステップ・ジャンプ教室となっていたり、新しいQRコードなどもまだ記載ができていない部分がございますので、まだ案の段階ですけれども、置かせていただきましたので、後で御高覧いただければと思います。</p> <p>以上となります。</p>
福田教育長	<p>ありがとうございました。では、本件についての御質疑または御意見はございますか。よろしいですか。</p> <p>（質疑・意見なし）</p>
福田教育長	<p>特に御意見がないようですので、本件に関する報告を終了といたします。</p> <p>次に、日程第17、報告第13号「三館共通券の販売中止と新たな割引対策について」です。</p> <p>飛鳥山博物館長から説明をお願いします。</p>
飛鳥山博物館長	<p>教育長、飛鳥山博物館長です。</p>
福田教育長	<p>お願いします。</p>
飛鳥山博物館長	<p>それでは、報告第13号「三館共通券の販売中止と新たな割引策について」御報告いたします。</p> <p>3ページの教育委員会資料を御覧ください。</p> <p>1、経過及び要旨でございます。</p> <p>飛鳥山の3つの博物館では、平成10年の開館時より三館で協定を締結し、三館共通券を発行して相互連携を図ってまいりました。</p> <p>昨今の物価高騰により、渋沢史料館が4月より300円から500円に値上げすることが決まり、紙の博物館も現在、値上げを検討しているところでございます。</p> <p>また、各館において、高齢者割引、JAF等の割引があり、料金体系が複雑で分かりにくくなっているところでございます。</p> <p>そのため、利用者の利便性を担保するため、割引策を実施いたします。</p> <p>なお、飛鳥山博物館においては、観覧料は300円のままという形としております。</p> <p>2、新たな割引策でございます。最初に訪れる館で入館料等を購入し、他の館に入るときにその入館チケットの半券を示すことで2割引になるというシンプルな形を今、提示させていただいております。</p> <p>3、今後の予定でございます。今後の予定につきましては、お示しのとおりでございます。</p> <p>なお、参考として、4月以降の各館の料金と、各館の令和7年12月現在の入館者数</p>

<p>福田教育長</p>	<p>及び三館共通券の販売数をお示ししております。 雑駁ですが、私からの報告は以上となります。</p> <p>ありがとうございました。では、ただいまの御説明に対して、御質疑、御意見はございますか。よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>福田教育長</p>	<p>御質疑、御意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了といたします。以上で、本日の日程を全て終了いたしました。これもちまして、令和8年第3回教育委員会臨時会を閉会いたします。</p>